

カナダ新憲法と言語権の展開

鈴 木 敏 和

- 一 問題の所存
 - 二 カナダの言語権
 - 三 公用語以外での教育と多元的文化主義
 - 四 公用語の意味——むすびにかえて
- 一 問題の所存

一九八二年、カナダは、その新憲法の制定によって、一八六七年英領北アメリカ法のもとでの憲法制度を変更して、英国議會の手から形式的にも完全に独立した。この憲法の改正過程は、カナダの置かれた地位を極めて如実に示すものであった。実質的な憲法の成文の部分が長い間、英国議會制定法であり、その改正手続すら、英国議會の決定を要するという状況の存在は、実質的には英加両国の政治的交渉によって解決されてはいたが、憲法改正過程としては異例のものであった。

この一九八二年カナダ憲法は、一八六七年の英領北アメリカ法を一八六七年憲法と呼称をあらためて一体のものとして併存させ、初めて人権宣言を、そのうちに含む形態をとった。この憲法改正過程は、またケベックの、いわゆる「静かな革命」及びこれに続くケベックの独立気運をうけて、これに連邦として応えるものでもあった。

本稿は主として、カナダの状況に常に深い影を投げかけて来た言語権問題の、この新憲法制定に伴う問題点の一部を検討しようというものである。カナダ史は、その最初の記述から、英仏両国の植民地の抗争で幕をあける。この抗争は結局、英国の勝利で終わるのだが、それは折しもアメリカ独立前夜であり、降伏したケベック植民地を再びイギリスの敵としない為の政治的妥協が、現在のケベック事情をつくり上げたことは広く知られている。特に重要なのは、ケベックにおけるフランス語及びフランス文化の存続、カトリックとその教育制度の保持、およびフランス法の尊重であった。当初、ケベックの言語問題は、言語問題そのものではなく、フランス語でカトリック聖典を教えること、即ち宗教問題であるといわれて来た。しかし、一九六〇年代以降は、ケベックの言語問題は、あきらかに政治問題であった。憲法上、二言語主義がとられ、英仏両語の公用語としての地位は、まったく平等であるとされて来たが、カナダ全体には社会活動、経済活動の用語として英語の優越性が侵透し、フランス本国について世界第二のフランス語圏ケベックですら、この傾向が見られはじめたのであった。一九七六年の総選挙で勝利をおさめたケベック独立党は、党主のケベック首相レベックのもと、フランス語の公用語化をはかり、連邦のトルドー首相と激しく対立した。この新憲法は、こうした一連の動きをふまえつつ、同時に憲法のカナダ化を進めたものであった。一八六七年憲法第一三三条は建国以来の言語問題の貴重な到達点ではあったが、それでもいくつかの争点が残った。たとえば立

法、司法の分野については連邦とケベックに英仏両語の平等な公用語化を進めたものの、行政あるいは住民サービスの用語については言及がない。また教育について専管権は各州に属しているので、教育用語については、英仏両語の平等は徹底を欠いたものであった。最近、英仏両語以外の言語コミュニティが、それぞれ祖先たちの使用した言語を求め始めたり、あるいは家庭語による教育の要求も、「民族自決」の方向づけをもつエスニックな動きともからみ、また新憲法のねらいの一つである多元的文化主義の主張とも関係を持ちつつ、言語権問題は展開しはじめている。英仏両語以外の言語権の要求も、新しい段階に入ったものと、みる事が出来るであろう。こうした諸点に若干の考察を試みようとするのが、本稿の目的の一つである。

二 カナダの言語権

一八七六年カナダ憲法は言語権について次の様に規定する。

第一三三条 英語もしくはフランス語のいずれでも、カナダ議会の両院及びケベック議会の両院の議事において、何人もこれを用いることが出来る。これら双方の言語は、それぞれの議会の公記録及び議事録に用いらるべきものとする。また英語もしくはフランス語のいずれでも、この法のもとで設置されたカナダの裁判所及びケベックの裁判所において何人も、あるいはこれらの裁判所におけるいかなる訴訟手続においても、あるいは、これらの裁判所から発せられる、いかなる文書においてもこれを用いることが出来る。

カナダ議会及びケベック議会の制定法は、いずれも、これをこれら双方の言語で印刷し公表さるべきものとす

る。⁽¹⁾

この規定は用いることが「できる」“may”と、用いられる「べきものとする」“shall”と二つの表現で、英仏両語の公的使用について規定して実際の使用の便宜をはかりつつ、記録的な部分、例えばカナダ議会及びケベック議会の制定法等については、英仏両語で印刷公表すべきものとしている。したがって、“may”で表現された部分は多数者側の許容にすぎず、カナダ連邦議会では英語系多数派、ケベック州議会では仏語系多数派によって、それぞれ少数側の言語使用が制限され得る可能性を指摘されていたのであった。⁽²⁾ またこの規定は行政部が除外されているほか、地方自治体の公務についての使用語についても規定されていないため、住民との接点でも完全な言語権の保障はなかつたのであった。

一九六九年になってようやく、「カナダにおける二言語主義と二文化主義の現状を調査し、カナダ文化の成熟のために相互に相手方の人種に貢献し、その貢献を保護するための方法を考慮して、二つの基本人種の間の平等な関係を基盤とするカナダ連邦を発展させるために、如何なる手段を取るべきかを勧告する」二言語二文化王立委員会の勧告をうけて、連邦議会においてカナダ公用語法 *An Act respecting the Status of the Official Languages of Canada* が成立し、この第一三三条の規定を補完して、その趣旨をさらに徹底させたのであった。この公用語法は英仏両語がカナダの公用語であり、連邦議会と政府のすべての機構で両語の使用が完全に平等なものであると宣言したのであった。カナダ議会によって公布、発給された全ての告示、諸規則、命令、条例等だけでなく、裁判所、準司法機関の判

決、決定、命令等、さらには行政事務もまた英仏両語の公用語で取扱わるべきものとされたのであった。⁽³⁾

この公用語は憲法違反の論議を生みながら形式的な正確さで、フランス語のほとんど用いられないマニトバ、サスカチワン、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアなどにもおこなわれて、不要な「二重の表示」を強いる結果となるという批判すらおこったのであった。この連邦公用語法はケベックにおいてこそ意味を持つものであった。ところがケベック州ではカナダ公用語法を否定して英語を排除し、フランス語のみがケベックの公用語であるとするケベック公用語法が制定され、これを一層徹底したものととして一九七七年、ケベック議会は「フランス語憲章」を成立させたのであった。⁽⁵⁾ あきらかに憲法違反のこの憲章は、ケベックの分離独立運動へのシンボルの役割を荷ったのであった。

一九八二年のカナダ憲法は、ケベックの「静かな革命」とそれに続く七〇年代のケベック党の勝利、ケベックナショナリズムの高揚のなかで、これを迎え打つ連邦首相トルドーの熱意が生み出していったのであり、その言語規定も、彼の主張にそって、より充実したものとなった。カナダ新憲法の言語権に関する規定の構造は次の如くである。

一九八二年カナダ憲法⁽⁶⁾における言語関係の規定は概ね、(i)カナダ公用語に関するもの(ii)少数者言語教育権に関するもの(iii)宗教学校カトリック教区学校、非国教派の学校の特権に関するもの(iv)訴訟手続における通訳請求権などに分類することが出来る。

(i)カナダ公用語に関するもの

カナダの公用語につき、その具体的内容は次のように規定される。

カナダの公用語

第一六条(1) 英語及びフランス語はカナダの公用語であり、連邦議会及び連邦政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位、権利及び特権を有する。

(2) 英語及びフランス語はニュー・ブランズウィック州の公用語であり、ニュー・ブランズウィック州立法府及び州政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位、権利及び特権を有する。

(3) この憲章のいかなる規定も、英語及びフランス語の地位又はその使用の平等化を促す連邦議会又は州の立法府の権限を制限するものではない。

第十七条(1) 何人も、連邦議会の討論その他の議事手続において、英語又はフランス語を使用する権利を有する。

(2) 何人も、ニュー・ブランズウィック州立法府の討論その他の議事手続において、英語又はフランス語を使用する権利を有する。

第一八条(1) 連邦議会の法律、会議録及び議事公報は、英語及びフランス語で印刷発行されるものとし、英語文及びフランス語文は同等の権威を有する。

(2) ニュー・ブランズウィック州立法府の法律、会議録及び議事公報は、英語及びフランス語で印刷発行されるものとし、英語文及びフランス語文は同等の権威を有する。

第一九条(1) 英語及びフランス語はいずれも、連邦議会によって設置された裁判所において、又はその裁判所に

おける訴答書面若しくは裁判所の発する令状において、何人を問わず、用いることができる。

(2) 英語及びフランス語はいずれも、ニュー・ブランズウィック州の裁判所において、又はその裁判所における訴答書面若しくは裁判所の発する令状において、何人を問わず、用いることができる。

第二〇条(1) カナダのいかなる公衆も、英語又はフランス語で、連邦議会又は連邦政府機関の本庁又は中央事務局と連絡し、利用可能なサービスを受ける権利を有し、及び、次に掲げるいずれかの場合には、それらの機関のその他の事務所に関しても同様の権利を有する。

(a) 英語又はフランス語でその事務所と連絡し、サービスを受けるについて相当の要求がある場合
(b) 職務の性質により、英語及びフランス語によりその事務所と連絡し、サービスを受けることに正当な理由がある場合

(2) ニュー・ブランズウィック州のいかなる公衆も、英語又はフランス語で、ニュー・ブランズウィック州立法府又は州政府の機関のいかなる事務所とも連絡し、その利用可能なサービスを受ける権利を有する。

第二二条 第一六条から第二〇条までの規定は、カナダ憲法の他の規定に基づき、英語及びフランス語又はそれらの一方に関し存在し又は継続する権利、特権及び義務を廃止し又は減少するものではない。

第二三条 第一六条から第二〇条までの規定は、この憲章の施行の前後を問わず、英語又はフランス語以外の言語に関して取得され又は享受されている法律上の又は慣習上の権利又は特権を廃止し又は減少するものではない。

これらの各条は、連邦議会、連邦議会によって設置された裁判所、連邦政府機関の本庁又は中央事務所、ニューブランズウィック州の立法部、同州の裁判所、同州政府または同州政府の機関の事務所、英仏両語が平等で同等の権威を有して用いられる旨を規定する。一八六七年法が、第一三三条で連邦とケベック州に対して規定したよりも、さらに広範囲に英仏両語使用についての権利の内容を定め、そこで抜けた行政サービスについても、英語またはフランス語で「利用可能な」サービスをカナダのいかなる公衆も受ける権利があると規定して、言語権の内容を一層具体的なものとしている。もっともケベックに関する限りは、一八六七年法のまゝであるので、今後問題が残されたが、二つの公用語法、あるいはケベック・フランス語憲章以来の、英仏両語の対立に一応の結着をつけ、ケベックにおける英語使用の制限及びマニトバ州における法令を英語のみで採択することを違憲とする一九七九年一月二月のカナダ最高裁の判決をふまえて、言語政策の一応の完徹がなされたことが出来よう。

注目すべきは第二二条である。これは英仏両語以外の言語に関して、取得され享受されている法律上慣習上の権利または特権を、間接的にはあるが承認したものである。この点については後章で、さらに言及したい。

(d) 少数言語教育権に関するもの

少数言語教育権

第二三条(1) カナダ市民で、次の各号のいずれかに該当する者は、その州において自己の子弟に、当該言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する。

(a) 教育を受けかつ現在理解し得る第一言語が、居住州において英語又はフランス語の少数住民言語である者

- (b) カナダにおいて英語又はフランス語の初等学校教育を受け、その教育を受けた言語が英語又はフランス語の少数住民言語であるような州に居住する者
- (2) カナダ市民で、カナダにおいて、自己の子弟が英語又はフランス語で初等又は中等学校教育を受けたか又は現に受けている者は、自己の子弟のすべてに同一の言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する。

(3) 第一項及び第二項の規定により、ある州において英語又はフランス語の少数住民言語で自己の子弟に初等及び中等学校教育を受けさせる権利は、

- (a) その州に、公費を少数言語教育に支出するに十分な人数がいる場合に適用するものとし、かつ
- (b) 十分な人数がいるときは、子弟に、公費による少数言語教育施設における教育を受けさせる権利を含むものとする。

この規定は少数言語教育権と称されているが、カナダ憲法の伝統的な使用方法である英語州におけるフランス語の、あるいはケベック州における英語の使用者という意味での少数者 *minority* であって、英仏両語以外の少数言語使用者の教育権は、ここではふれられていない。この規定のうち第二三条第一項(a)についてはケベック州が同意するまで同州への適用は停止されている。⁽⁷⁾

さて、この規定の第一項は、父または母の言葉が、英語州におけるフランス語、ケベックにおける英語であるとき

に、自己の子供たちにその言語で初等及び中等教育を受けさせる権利を持つという内容である。一般的に母語による教育権といつてよいであろう。

あるカナダ人の母語——最初に学び、かつ今も理解している言葉——について、その内容を確定することは必ずしも容易ではない。トルドー前首相の例として有名であるが、父はフランス語、母は英語を話し、モントリオールのフランス語系の親戚のところまで生活している人の、母話ないし生来の言葉 *Native language* を証明することは、かなり困難であろう。特にケベックへの移民たちの多くが、仕事の為に英語を用いるという選択が存在する情況のもとでは、事態は深刻である。⁽⁸⁾ こうした困難性のもとで、この規定は前述のようにケベック政府または立法部の宣言によって承認されるまで適用が留保されたのであった。したがって、英国からの、英語を話す移民はケベックでは、英語で教育する学校へ、自分たちの子供たちを入れる憲法上の権利を、現在持っていないことになる。⁽⁹⁾

ところが、第二項はカナダの市民であれば、その使用言語がなんであれ、自己の子弟が一人でもカナダで英語またはフランス語で、教育を受けたか現に受けていけば、他の子弟もすべて、それと同じ言葉で初等、中等教育を受けさせる権利を有するというものである。これは前項と異って、少数住民言語であるという条件もない。英語またはフランス語を用いている家庭については、兄弟姉妹の教育用語を同一にするという配慮で、一般的ないい方をすれば、*家庭語 Home Language* の権利を確保したものである。しかし、新しい移民について、その父母の言語が英語かフランス語でない場合、カナダ公用語への同化的な意味で、この規定が働くこともありうるであろう。新しい移民の子弟のうち、最初に教育の機会を持ったものが英語であるかフランス語であるかによって、その家庭の用語は、母

語から子弟が教えられた英仏どちらかの言葉に変わって行く可能性もある。これら子弟の最初の選択は、将来の就職機会等を考えれば、英語になる可能性も強く、その意味ではケベックに新たな緊張をもたらすことも考えられる。もつとも後述のように教育用語として、英仏両語以外の言語が使用される傾向も見られており、これとのからみで、今後の展開が興味をひくところである。

(イ) 宗教学校、カトリック教区学校、非国教派の学校の特権に関するもの。

第二九条 この憲章のいかなる規定も、宗教学校、カトリック教区学校又は非国教派の学校に關し、カナダ憲法により又はそれに基づき保障された権利若しくは特権を廃止し、又はそれらを減少するものではない。

この規定は一八六七年法（英領北アメリカ法）九三条を前提とする。

第九三条 州において、かつ州のために、立法府は次に掲げる規定に従うことを条件として教育に関する法律を制定する権限を専屬的に有する。

(1) 一定の者が連邦成立の際、州において法律により有する宗教学校に關する権利又は特権に不利な影響を及ぼす法律の規定を設けてはならない。

(2) 連邦成立の際、法律により、上カナダにおいてローマ旧教を信ずる女王の臣民の学校及び学校管理受託者に付与せられ、かつ負わされている権限、特権及び義務は、すべてケベックにおける新教及び旧教を信ずる女王

の臣民の非国教の学校に及ぼされるものとする。

(3) 州において、非国教の学校の制度が、連邦成立の際、現に法律により存在している場合、又はその後、その州の立法府により設けられる場合には、新教又は旧教を信ずる女王の少数臣民の教育に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼすその州の機関の処分又は決定に関する訴願は、枢密院における総督になされる。

(4) この条の規定の正当な施行のために、枢密院における総督が必要と考える州の法律が制定されない場合、又はこの条の訴願について枢密院がなした判決が、州の当該機関によって、正当に執行されない場合には、当該の事情に必要な限りにおいて、カナダの議会は、この条の規定及びこの条に基き枢密院における総督がなした判決の正当な施行のために、救済の法律を制定することが出来る。

これらの諸規定は、カナダ連邦形成以来の歴史的背景のなかで、特にケベックのフランス語で教育される「女王の少数臣民」の権利または特権にかかわるもので、教育手段としての言葉という意味で、言語権の重要な部分をなしている。最近、ケベック教育委員会の世俗化が進行し、一九八四年一二月ケベック州議会を通過した「公立初等、中等教育に関する法律は、宗教別教育委員会制度を、若干の例外を認めつつ廃止し、新しく教育用語別教育委員会制度を発足させ、伝統的な聖職者中心の教育体制に大きな転換を与えたのであった。⁽¹⁰⁾しかし、それにもかかわらず、この第二九条の重要性は、いささかも減じていない。教育用語別教育委員会制度それ自身が、この伝統的な特権ないし権利を下敷とし、それを承継しているからである。

(二) 訴訟手続における通訳請求権

第十四条 いかなる訴訟手続においても、その手続で用いられる言語を理解できず若しくは話すことができず、又は聞くことができない訴訟当事者又は証人は、通訳の補佐を受ける権利を有する。

この規定は、こゝに列示した言語に関する規定がすべて英仏両語のみに関するものであったのに、訴訟手続上の権利として、「当事者の理解しうる言葉」をあげている。訴訟の公用語については第十九条が規定しているので、この第十四条は言語使用の権利そのものではなく、訴訟当事者の権利と理解すべきであり、そのため通訳の補佐をうけて公用語以外の言語を使うことができるという例外規定となったとみるべきである。

これらの言語権関係の規定を概観すると、この規定の完全な発動には、まだまだ政治的な諸課題の解決を要するが、形式的には、カナダでケベックに次ぐフランス語圏であるニュー・ブランズウィック州について、連邦の立法司法行政の分野での英仏両語の同格、同権と対応する規定をおきつつ、全体として言語権を整備したものであると見ることが出来る。一八六七年憲法第一三三条の規定から、ほぼ百余年の経験あるいは闘争で、こゝに至ったのであった。

この言語規定の今後の課題の第一は、第二三条一項(a)に対するケベックの留保を、いつどういう形で解除するかである。カナダの言語紛争の根本とかわり、またケベックの言語情況が経済エリートである英語系の人々によって性格づけられているだけに、この条項が完全に動きだすためには、政治的社会的諸条件と無関係ではありえない。これにはかなりの時間がかかると見てよいであろう。さらに、この少数言語教育権の適用に関する同条第三項の規定は、

ある州に「公費を少数言語教育に支出するに十分な人数がいるとき」に英仏いずれかの少数言語で、自己の子弟に初等および中等教育を受けさせる権利を有すると規定する。この「十分な人数」という表現も問題を含んでいる。

少数言語教育運営のための公的援助を妥当とする児童、生徒の数の最終決定は、連邦裁判所で争われるだろうが、英語諸州におけるフランス語系の人々の集中度を、それぞれの地区の教育委員会が、どう判断するかが、さしあたって、この規定による言語保障の重大な鍵をにぎることになる。⁽¹¹⁾端的に言えば、このレベルでフランス語系の人々へ、英語系の人々が「同化」を求めめるか「共存」を求めめるかが重大な問題となる。これも、これからの課題となるであろう。

第三の問題は、今度の改正でこの規定は連邦のほかはニュー・ブランズウィック州だけが受容したにとどまったことである。⁽¹²⁾オンタリオ州などにも、かなりのフランス語系マイノリティが居住しているにもかかわらず、フランス語を用いる公教育に対して州費支出が停止され、その後もこの状態は続いているだけに、⁽¹³⁾今後の課題となるであろう。

そして最後の課題は、英仏両語以外の少数言語に関して、どう対応していくかである。カナダの言語権は英語諸州でのフランス語、ケベック州での英語の、権利であって、英仏以外の移民あるいは原住民の言語権について直接なんらの規定もない。州の地区教育委員会のレベルでいえば、少数言語教育権にもとづく公費出費の正当性では、その地区に、それにふさわしい児童教を持つ、英仏語以外の言語を用いるコミュニティが存在する場合、英語またはフランス語に限定すべき理由はないと思われる。現にウクライナ語のコミュニティをもつアルバータ州では、公用語以外の言語を公立学校教育で用いることを適法化するにいたっている。この問題は次章以下でふれたい。

- (1) 本稿引用の英領北アメリカ法(一八六七年憲法)の条文の訳文は、衆議院法制局各国憲法集所収のものによつた。
 - (2) 拙稿「カナダにおける言語権問題序説」立正法学十卷一〜四号三九頁。
 - (3) 拙稿「カナダ公用語の諸問題」立正法学十一卷三・四号八頁。
 - (4) Jerome B. Paradis, Languages Right in Multicultural States, 48 The Canadian Bar Review p.p. 683-6
 - (5) 伊藤勝美「ケベック・フランス語憲章」比較法政第十二号一九九頁。
 - (6) こゝで一九八二年憲法という方は、正確には一九八二年憲法的法律 Constitution Act 1982 というべきであらう。カナダ憲法の成文の部分は一九八二年カナダ法 Canada Act 1982. (1982 C. 11) の第一章 一八六七年から一九八二年までの憲法的法律及び新州が連邦加盟の際に制定された諸法令、ウェストミンスター条例等からなるのであるから、そのうちの一つの制定法を取上げて記述するときは、憲法法あるいは憲法的法律というべきであらうが、本稿では便宜上、一九八二年カナダ憲法とした。
- この憲法の成立過程などについては
 斉藤憲司「一九八二年カナダ憲法——憲法構造と制定過程」レファレンス第三八一号所収参照。なほ本稿での一九八二年法の条文の訳文は同論文所収の斉藤氏のものに従つた。
- (7) 斉藤憲司前掲九九頁。
 - (8) ケベックにおけるフランス語及び言語権に関する王立委員会 Gendron Commission は St. Leonard の教育委員会がイタリヤ系移民の子供たちをフランス語の学校へ入学するよう指示したことに端を発する騒動に因りて、一九六八年二月任用され、言語使用上の諸問題の検討をおこなつて来た。この委員会の勧告は一九七二年二月末、ケベック政府に提出されたが、その前提としてのケベックの社会的事実を次のようなものとしたのであった。
 - (i) フランス系カナダ人の経済的弱者性
 - (ii) フランス系カナダ人の機会均等の要求に対して、英語系ケベック人の経済エリートがこれを否定していること。
 - (iii) 産業上のコミュニケーションの用語として英語がフランス系の人々に求められること。
 - (iv) 移民およびその子供たちがケベックでの常用語として英語を選択するという望ましくない傾向。
 - (v) ケベックに在任の英語系の人々は、あまりフランス語を用いないこと。
 - (vi) ケベックにおける高等教育、特に高度に技術的な専門課程や管理職教育の機構の失敗。

gualism and Biculturalism の一九六九年の報告書第四冊 Report of the Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism, Book W. The Cultural Contribution of the Other Ethnic Groups. (Ministry of Supply and Service, Canada. 1969) にまづさかのぼらねばならない。この著名な委員会の勧告は、カナダの二言語二文化政策に極めて強い影響を持ったのであったが、第四冊は、英仏両語以外に、多くのエスニック・グループが存在することに特に注意をむけている。この報告書の目的の中心は、いうまでもなく英仏両語系のカナダ人の完全な平等を提案することであったが、こゝではさらに、他の民族集団もまた、この平等の利益と制約とを持つべきであると勧告する。カナダはこれらの集団からある種の恩義を受けており、従って、これらの人々も自らの言語と文化を保持する権利を持ち得るとしたのであった。⁽²⁾ こうした文化集団の存在を承認し、そこで使用される言語の多様性が、カナダと世界とを結びつけるという意味でカナダにとって利点であり、多元的文化の尊重さるべきことを説いたこの勧告は、一九七一年一〇月トルドー政府によって全面的に受け入れられ、公用語が二つであっても、文化に公式なものがあるわけではないので、民族集団のすべてが平等に取扱われるべき旨が宣言されたのであった。⁽³⁾

これをうけて一九七二年、多元的文化政策担当の國務大臣が任命され、一九七三年五月には、この大臣の諮問機関として多元的文化主義に関するカナダ諮問審議会 Canadian Consultative Council on Multiculturalism が活動を開始したのであった。ほぼこれと時を同じうして原住民からも、この多元的文化主義にもとづく主張がなされた。インディアン関係団体 National Indian Brotherhood から一九七二年、インディアン・北方開発大臣に向けて提出された「インディアンの教育のインディアンによる統制」は、インディアンの教育について、インディアン自身がかか

わり、他のカナダ人と相互に文化的差異を尊敬しつつ、共通の利益を求めることなど要求したのであった。十九世紀以来、インディアン部族との間に結ばれた条約や、一八七六年のインディアン法にもとずき、インディアンの教育は連邦管轄であったが、インディアンの子供たちの六〇%が州管轄の一般の学校に通っていた。これらすべての教育機関にインディアン(5)の代表を参加させ、インディアンに対するカリキュラムを作り、またインディアンの言葉で教えることも要求されたのであった。これらはやがて多元的文化主義をさらに全カナダ的規模で再構成する一九八一年一月のウイニペッグにおける第一回多元的文化主義教育に関する全国大会へと発展していく。こゝで国内に多元的文化が存在することの意味が再確認され、教育制度がこうした異質の文化に対する非寛容を打ち破るために不可欠であるとされたのであった。かくてカナダの言語権問題は、原住民に対する固有の言語による教育へと展開し、さらには各人種集団の言語による教育問題にまで拡大していく。

こゝで、カナダほど言語対立が先鋭化しなかったが、移民の言語教育について明確な最高裁判決を生みだしたアメリカ合衆国の多元的文化主義について触れないわけにはいかない。

アメリカ合衆国での移民文化に対する明確な宣言は一九四四年一月五日、ニューヨーク・タイムス紙上で、フランクリン・D・ルーズベルトによってなされた。

「この国にひろがる我が民衆のすべては、純血種のインディアンだけを除いて、移民とその子孫であり、その内には、こゝにメイフラワー号でやって来た人たちをも含んでいるのである」

アメリカは移民から成り立った国であり、多くのエスニックな、人種的な、宗教的なグループを受け入れて来た。

こゝでエスニックという表現は、人種とか民族とかという概念との区別が必ずしも明確でないが、本来は「異質の集団」あるいは「少数民族の集団」と同義で使用され、さらにはホワイト・エスニックといういい方で一九世紀末から二十世紀にかけてアメリカに移住して来た東・南欧系の人々と、その子孫を示す言葉でもあった。さらには、インディアンや黒人、アジア系、スペイン系の人々、すなわち「特徴ある文化的背景を持った少数民族グループ」を表現するの(6)に用いられて来ている。このエスニック・グループが重要性を持って来たのは、一九六〇年代から七〇年代で、エスニック・アイデンティティを求め、それぞれの持つ文化遺産の再評価を要求し、あるいはエスニックなものに基づき、差別と戦う運動がおこされたのであった。アメリカで長い間、その文化的特性を示す表現であったメルティング・ポット論が所詮は、多数派を占めていたWASPによる少数者を圧殺する同化論に墮する危険性もまた指摘されたのであった。(7)したがって多元的文化主義は教育分野で重要であり、アメリカ教育省はこれをふまえての二言語教育の方針をあきらかにする。すなわち二言語のうちの一つは英語で組織だったカリキュラムを教え、歴史と文化に関する分野はそのエスニックグループの母語 mother tongue(8)で教育しようとするのであった。(9)

この二言語教育は四つの型にわけられる。

(i) 同化型混合クラス Mixed Classes—Assimilation

マイノリティの子供たちは、マジョリティである英語を話す子供たちと同じクラスに組み入れられ、必要最少限のみマイノリティ語を用いるもの。

(ii) 同化型分離クラス Separate Classes—Assimilation

マイノリティの子供たちは、特別クラスでマジョリティの文化とライフスタイルに合うようまず教育され、第二言語として英語が教えられる。この英語の習得度をみながら徐々に通常クラスへ編入していくもの。

(4) 二言語併列型混合クラス Mixed Classes—Pluralistic

このモデルは二言語二文化教育の最も普通のものであると考えられる。マジョリティもマイノリティも同一のクラスに出席し、それぞれのグループは他のグループの言語を学ぶことが求められる。実際の教育課程は各々のグループの言語能力を注意ぶかく考慮しながら、実行されていく。このプログラムはマイノリティの文化とその要求の真価を認めることを保障するように作られる。

(5) 二言語併列型分離クラス Separate Classes—Pluralistic

分離独立したクラスでマイノリティの子供たちに、そのマイノリティの文化に対するアイデンティフィケーションを發展させるよう教育がなされる。英語は専ら補助的のみ用いられる。このモデルは強い文化的アイデンティティを形成するのに役立つ⁽¹⁰⁾。

こうした二言語教育のタイプのうち、前の二つは、従来の英語のみによる教育制度との妥協で、最終的には英語を学び、英語で職を得るための「橋わたし」である。英語を理解できない移民の子供たちに、ただ画一的な英語による学校教育を与えるという愚を避ける意味を持っている。後の二つ、特に(4)は、良い指導者に恵まれれば——英語を含めて数ヶ国語で教育しうる能力を持ち、しかも二言語教育を通じて差別と戦う教師の数を確保することは必ずしも容易ではないが——多元的文化を持つ国家の長所が最大に生かされ、マイノリティ・グループに対する理由の不明確な

差別を根底から解消して行く上で極めて有用であろう。マイノリティが理解できる言語で教育することの方が、教育効果が高いことはいうまでもなく、またそのことが英語を学ぶ上でも不利に決してならないことは、いくつかの実証的な報告⁽¹¹⁾のなかでも指摘されている。そしてまた、こういう教育を通じて主流となった文化への参加も容易となり、自然な同化——共同文化の形成——も可能となっていくであろう。

アメリカ最高裁は一九七四年サンフランシスコの公立学校教育体系のなかで学ぶ英語を話さない中国系の子供たちに適切な英語の補講なしに英語で教育したことを、市民権法違反と判示した。リーディング・ケースとなった著名な *Lou v. Nichols* 事件である。連邦の財政援助を受けている教育課程や課外活動にもかかわらず、人種、肌の色、出自などの理由で差別された教育がおこなわれた結果、有益な機会が失われ、英語を話すマジョリティに比べて僅かの利益しか与えられなかったとして、一、二審の判決を覆して、その救済を認容したのであった。⁽¹²⁾ この判決をうけて改正された一九七四年の教育機会均等法一七〇三条⁽¹³⁾は次のように規定する。

「いかなる州も、人種、肌の色、性別及び出自によって、また、学校教育の課程のなかで、その生徒の平等な参加を妨げる言語の壁を打破する適切な行動をとらない教育機関の誤りによって、平等な教育機会を奪ってはならない。」

言語の壁を打破する義務を実質的に規定したこの法律の意味あいは、言語の権利性をより一層明確にしたものであり、高く評価されねばならない。

アメリカのこうした状況に対して、英仏両語の政治的対立が強いカナダでは、少数言語教育権を憲法上規定したものの、それは英仏両語のみに限られ、真の意味での言語権の確立は完成していない。しかしながら、一九七〇年このかた第一言語が英仏両語以外の児童生徒の数が増加し、トロント市部では五〇%以上、バンクーバーでは四〇%を、それぞれ就学児童のなかに占めるにいたっている。しかし公立学校で公用語以外の言語で子供たちを教えることについては、必ずしも明快な支持はなく、各地で激しい論争をまきおこした。特に前述した、州レベルで一定数以下のマイノリティたる公用語使用の子供たちを教育する為のコストと対比すれば、むしろ公の援助の水準という点で、英語州でのフランス語教育への圧迫が、こうした問題をより困難にする。しかもそのうえで公用語以外のマイノリティ語で教えることは、新たな社会的対立をひきおこし、過大な出費を州財政に強い、公用語を学ぶことを求める児童生徒にとって教育的後退であるという反対すらあったのである。⁽¹³⁾

カナダの公立学校教育体系のなかに公用語以外の言語使用を立法化した最初の州はアルバータ州であった。これは同州のウクライナ人のコミュニティの強い圧力によるものであったが、今日ではエドモントンのいくつかの小学校でウクライナ語のほか、ドイツ語あるいはヘブライ語を年間授業日数の半分用いている。一九七九年から八〇年にかけて一二七一人の子供たちがこのプログラムに参加し、特にウクライナ語については全体で八〇〇人が七つのエドモントンの幼稚園から小学校六年までのクラスに登録されている。⁽¹⁵⁾

またマニトバでは一九七九年、授業日数の五〇%、学校教育課程の用語として承祖語 *heritage languages* を使用することを許す授權立法が成立し、一九八〇年から八一年にかけての年次に三二〇人の子供たちがウクライナ語と英

語の二言語プログラムに登録した。サスカチワンでもほぼ同様である。オンタリオでは英仏両語以外を公立学校の教育媒体として用いることは、子供たちの英語学習を助長する為の補助手段とする場合を除いて、適法とはされなかった。しかし一九七七年、オンタリオ教育省は承租語のプログラムを定め、正規の五校時の枠外で週二時間半以上の承租語教育を教育委員会が開設することを承認したのであった。このプログラムは五十以上の言語グループにまたがり、ほぼ八万二千人の子供たちが参加している。ケベックはマイノリティの英語での教育に制限を加えて来、新憲法第二三条第一項の適用を保留しているのであるが、一九七八年以来、生来の言語例えばイタリヤ語、ギリシヤ語及びスペイン語をそれぞれ出身の移民の子供たちに、正規の授業時間で一日につき三〇分教えることを認めており、これには約六〇〇人が登録している。こうした承租語のプログラムは各州ごとにかなり違った内容となっている。フランス語のマイノリティの為のプログラムも全課程の時間の五〇%から百%まで、多様である。これ以外に、言語ごとのコミュニティ自体が主催する、それぞれの承租語のクラスがかなり多数、土曜日の午前中や放課後に開かれている。これらのクラスに対しては連邦政府の文化振興プログラムのもとで財政援助されており、四二の言語コミュニティに対して七九年から八〇年にかけての会計年度に総額百万ドル以上が支出されたのであった。⁽¹⁶⁾

これらのカナダのプログラムのねらいは、まず第一にエスニック・グループの文化を保持させること、第二に、その子供たちの教育の強化である。カナダ西部で承租語と英語(またはフランス語)の二言語プログラムに登録した子供たちのほとんどは祖先伝来の言葉を流暢に話せない第三世代である。したがって、このプログラムはそれらの言語を生残らせること、子供たちに祖先の文化の承継を意識させることを助長すること、が主要な目的である。⁽¹⁷⁾

カナダの非公用語をその内に含む二言語による教育プログラムは、大別すると二つのタイプに分類することが出来るよう。

(1) 公用語への移行を最終目的とするもの

二言語のうち家庭語を「橋がかり」として通常の公用語による学校用語で高度な学習を進めていくものである。これらはマイノリティの子供だけのクラスで行われ、段階的に家庭語が減らされて公用語に代ってゆき、通常課程へと移行するものである。

(2) 二言語のそれぞれを強化的に学習するもの

これは二言語での学習能力を向上させる為、長期にわたって二言語が使用されるのが通常である。

さらに承祖語については、直接それを教科学習の媒体に使用する場合——家庭語と承祖語とが一致する場合は、直ちに可能である——と、承祖語自体を一教科として、すなわち第三世代のための承祖語教育とがある。これらの教育効果については、まず決定的な結論はでないようである。⁽¹⁸⁾

マイノリティ教育のための言語についての表現は、極めて多様である。第一言語 L1. 母語 mother tongue 承祖語 heritage language 祖先語 ancestral language ホスニック言語 ethnic language 第三言語 the third language 及び非公用語 non-official language などが用いられているが、これらの明確な使用上の差は、はっきりしない。本稿でしばしば用いた承祖語という表現も、充分こなれたものではないが、その人種グループ特有の文化である言語 ethnic-cultural language の意味である。

(1) 「第二五条 この憲章における権利及び自由の保障は、次の各号を含むカナダの原住民に関するその固有の、条約その他による権利若くは自由を廢止し、又はそれらを減少するものと解釈されてはならない。

(a) 一七六三年一〇月七日の詔書によって認められた権利及び自由

(b) 省略

「第三五条(1) カナダの原住民の現に有する原住民としての権利及び条約上の権利は、こゝに承認され確定される。

(2) この法律において、「カナダの原住民」とは、カナダのインディアン、イヌイット及びメティスをいう。

(3)(4) 省略

「第二七条 この憲章は、カナダ国民の多元的文化の伝統の維持及び向上と一致する方法により解釈されるものとする。」

なほ、こゝでは省略したが、第二五条(a)あるいは第三五条(3)(4)などは、この憲法の改正規定による改正の最初のものである。この点に関しては

斎藤憲司「カナダ憲法を改正する一九八三年の布告」外国の立法 第三卷五号参照

(2) Report of the Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism, Book iv, p. 14.

(3) 関口礼子「カナダにおける多文化教育理念の成立と展開」多文化教育の比較研究(小林哲也 江淵一公編)九州大学出版会 一六二頁以下。

(4) 関口礼子 前掲 一六六頁以下。

(5) インディアンヨーロッパ風の学校形式での教育は一六〇〇年代、ニューフランスのインディアンのためのミッションスクールで始められた。後に各地に各教派による学校がひらかれたが、これらはインディアンの「文明化」とキリスト教化が目的であった。こゝでは彼らの生来の言語は禁止された。一八六七年英領北アメリカ法以後、インディアンについては同法九一条二四号で連邦管轄とされ、それ以外の原住民イヌイットとメティスは州の管轄とされたが、その教育内容は聖職者が教師であったこともあって、カリキュラムの中心をなしたものは宗教関係のものであった。一九三〇年代にインディアンの為のものでない一般の州の学校のカリキュラムに準じて教育されたが、程度は小学校三、四年どまりで、中等教育に進学する者は、ほとんどいなかった。一九六〇年になると約一万の児童がインディアン保留地以外の学校へ進学し、一九六七年の統計では六万のインディアンの子女のうち僅かに二〇〇人が大学教育をうけるにとどまった。インディアン教育の大変化は一九

七二年のナショナル・インディアン・ブラザーフッドのインディアンへの教育提案によってもたらされた。一九八三年、八〇以上のインディアン^①の保留地の学校がインディアンの言葉 Native Languages のクラスを持ち、通学子女の三八%がこれに出席して原住民のための教育を受けている。オンタリオ、マニトバ、サスカチワン、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア、ニューブランズウィックの各大学ではインディアンの原住民教師を養成し、インディアン・北方省は、他の機関の協力を得て、インディアンのための辞書、文法書、読本の用意をはじめている。イヌイトについては対応は遅れているが、一九五〇年代より北極圏の主な居留地に初等教育のための学校が開設された。メティスの教育については、まだほとんど手が付けられていないようである。この項については

Harvey Mc Cue, Native People-Education, Canadian Encyclopedia p. 1213.

なお、英語を排除し、フランス語のみを公用語とする強い主張を持った「ケベック・フランス語憲章」が、その前文のなかで、

「議会は先住民の子孫であるアメリカン・インディアン及びエスキモーに対して、彼らがその言語と文化を維持し、かつ発展させる権利を認めよ」

と宣言する。ケベックのマイノリティ語に対する姿勢がみられる点で興味をかい。

- (6) 明石純雄、飯野正子、田中真砂子、エスニックアメリカ——多民族国家における同化の現実(有斐閣選書)はしがき。
- (7) Kevin M. Fong, Cultural Pluralism, Harvard Civil Right-Civil Liberties Law Review, Vol. 13, p. 133—4 (1978)
- (8) エスニック・グループで使用される言語は、その子にとって最初に教えられ、そして自由に使いこなせる言語——母語——であるとは限らない。エスニック・グループのアイデンティティ確立の為に家庭語として使用されていなくても承祖語 heritage language が用いられる場合も少なくない。東欧からのユダヤ系の移民たちが母語あるいは家庭語としてウクライナ語などを使いつつ、コミュニティ内の課外活動などを通じて、母語を学んだり、在日朝鮮人の、日本で生まれた子弟が承祖語(この事例では祖国語)を別に学ぶ例は少なくない。
- (9) Kevin M. Fong, op. cit. p. 147.
- (10) Kevin M. Fong, op. cit. p. 148—9.
- (11) 例として Jim Cummins, Heritage Language Education, Ministry of Education, Ontario, 1983) など。
- (12) Lou v. Nichols, (414 U. S. 563) 1974.
- (13) Jim Cummins, op. cit. p. 4.
- (14) ヨーロッパでもマイノリティ語による教育に種々な考え方が存在している。家庭語あるいは母語が教育用語として使用される意味は、最も

意思の伝達に有利であるということのほかに、さらに、積極的に教育的あるいは個人的発育のための強力な基礎づけを与えることで社会構成員として、より豊かな成長が期待されるからである。これによって多民族多言語国家が完全な共同体となることが最終目的であって、決して移民たちの生国への帰還を促進したり勸奨したりすることではない。こうした考え方はスウェーデンなどの二言語主義の立場で、いわゆる「積極的な二言語主義」と呼ばれるものである。これに対してドイツのババリアでは一種の分離主義的な言語教育策をとり、むしろ移民子弟の帰国を前提としている。こうした現況は六〇年以降のヨーロッパの急速な経済成長の結果として、ヨーロッパ共同体内に二百万を越える移民の子弟があり、その半数が義務教育終了後も適切な言語教育を欠くことから、なんらの就職資格を得ることなく、新しいサブ・プロレタリアート層を形成しつつあることとかかわってくる。それぞれの各国労働事情、経済事情が、その対応を多様化していく。すでに一九七七年ECC委員会は移民労働者の子女の教育に関して「通常学校教育と結びつき、母語とその出身国の文化を適切な程度、教えること」、を求めたのであった。この政策はEC諸国に広く受け入れられたわけではない。英国は、(1)母語による学校の条項は、あまりにも大きな負担を加盟国に与えすぎること(2)土着のマイノリティ(たとえばウェールズ人)との関係では、移民の子供たちを出身国へ帰属させることで再差別になること(3)各言語別に別々に教育することが、かえって分裂を生ずること(4)地方教育機関が原則的に反対し、具体化が困難であること、などの異議を申し立てている。この点については

Jim Cummins, op. cit. p. p. 30—31.

(15) Jim Cummins, op. cit. p. 4.

(16) Jim Cummins, op. cit. p. 5.

(17) Jim Cummins, *ibid.*

(18) Jim Cummins, op. cit. p. 2.

四 公用語の意味——むすびにかえて

多言語語を使用する多くの人種からなる国家が、多くの言語から一つないし二つを選びだして公用語とする政策は、国家統一のうえで有利であるにちがいない。その国家に共通の国語をつくりあげ、その国語で立法や行政サービスが

出来れば、経費の面でも事務効率の面からも便利である。しかも国語によるナショナル・アイデンティティをたかめて、国家安定に資することも出来よう。国家統一のシンボルとして国語、あるいは国家機関のメディアとしての公用語の持つ中央集権的性格は、国家的観点からいえば望ましいものであり、世界各国の憲法で国語、公用語を定めるものも少なくなく、それらはまた教育用語として国家統一の重要な役割を果している。憲法の規定にもかかわらず、一定年限内に国語統一に失敗したインドの例もあるが、国語に対して国家的介入を厳格にすすめるフランスや、明治期以来、国定教科書などを通じて「標準語」を形成した我が国のような事例は、国語と公用語あるいは国民のほとんどが用いる家庭用語が一致しており、少数言語の使用者に対する配慮は、ほとんどない。我が国で少数言語による教育の要求がまったくないわけではなく、例えば在日朝鮮人の教育について、日本の学校で、児童も日本人名を用い、日本の歴史文化を学ばせることに疑問をもたない政策への反省から、主として関西を中心に、地方教育委員会のレベルでの民族語学級への取組みも見られるようになって来た。⁽¹⁾

おおよそ移民または移民の子供たちの、移民受入国への対応は二つに分けられよう。

一つは移民先で同一出身国籍のコミュニティを形成し、移民前の言語、文化を維持し、家庭では母国語を用いながら、仕事のための言葉は移民先の言葉を不十分ながら身につけていくものである。

他は同国人とのコミュニティをあまり作らず急速に移民先の言語やライフ・スタイルを身につけ、同化していくものである。これは先進国への少数の移住者に多くみられるが、移民先との文化差が異質であったり、あるいは移民数が多数で、居住地に集中がすすむと、第一のパターンになる。こちらは将来、帰国する場合も少なくない。この場合、

言語教育は仕事のための言語と、帰国後の——特にその子女のための言語との二言語教育が求められる。

第二のパターンの場合には、移民もその家族も二言語教育を要求することは少く、家庭用語ですら、移住先の言葉に同化し、第三世代には祖父母の生国の言葉をまったく話せないことも決して少くない。

カナダの言語権問題は英仏両国の二国植民地の言語の、公用語としての調整として出発した。憲法や公用語法のなかで正面から英仏両語系の、それぞれのマイノリティとしての立場での権利を同等とする根強い努力がなされて来たし、特にフランス語の差別の存在をケベックの分離独立をすら賭けて争って来た。これに対する解決が今回の新憲法の中心課題の一つであった。こうした過程の進行中、ほとんど同時に、世界的ひろがりをもってエスニック・グループによるアイデンティティの主張が各地にみられた。失われようとする文化遺産を復活し、それを発展させるシンボルとしてエスニック言語が求められたのである。カナダの多元的文化主義は、これらのエスニック・グループのカナダ建設にはたした役割を承認し、それらの言語、文化を保持することがカナダの将来に役立つと主張する。同化という国家権力による少数者の圧迫と異って、文化融合の困難性の限界を認め、むしろ個々のエスニック文化をそれぞれ生々と蘇えらせるための方策がとられている。一部の人たちが危惧するように、さらに分裂を内包したことになるのか、新しい活力の源になるのか、これからの展開を見守らねばならない。このとき、公用語の役割は、単なる同化の道具ではなく、多くの承祖語、エスニック語の間の、文化際言語 *inter-cultural language* としての役割を要求されてくる。そして、これらをエスニックな力関係で保持してゆくのではなく、憲法及びその関連法規による教育助成を含めての法的保償を完成することで、これに生命を与えて行かねばならない。言語は生きている。それに対応す

る法も生きていなくてはならない。

カナダの新憲法が直面して来た問題の一つは、英仏両公用語の完全な平等の実現であった。これは、フランス語人口の減少傾向と英語人口の増加によるフランス語の人々の、将来のフランス語とフランス語文化に対する危慮の念をおさえ、その自衛的なあまりの反動的言語政策に、憲法上の理想を対決させたものであった。さらにエスニックな言語が各州で学校教育用語として承認されてきている現実が、この憲法の成立課程と、ほぼ同時に進行している。これは公用語以外の言葉を、限られた地域内とはいえ公認するという意味では、公用語の危機の様に見えるが、それぞれの言語の相互的文化価値の承認という点では、公用語をカナダの最重要な言語として、再確認することにもなる。地方教育委員会が数多くのエスニック言語を教育用語として承認すればするほど、それらの言語と文化とを繋ぐ公用語の必要性が高まっていく。カナダは多元的文化主義を基本政策として選び、憲法解釈の指標とした。この結果、カナダの二言語二文化主義は、英仏両国のそれのみに限られた段階から、英語またはフランス語のどちらか一方と、他方をふくんで、その他のエスニック語の、二言語二文化主義に発展していくことも考えられる。国際化する社会のなかでの言語権のあり方が、こゝで示されていくにちがいない。⁽²⁾

(1) 中島智子「日本の学校における在日朝鮮人教育」多文化教育の比較研究（小林哲也、江淵一公編）九州大学出版会 三一五頁以下参照。

(2) なお、二言語教育権については、拙稿「カナダ新憲法と二言語教育権」立正法學論集第一九卷三・四号所収。